

なくせじん肺キャラバン 11労働基準監督署・7自治体 労働局・環境事務所に要請

なくせじん肺キャラバンで10月7～13日に労働基準監督署と自治体への要請行動、10月15日には北海道労働局と北海道地方環境事務所への要請行動をおこないました。7日は札幌中央署、札幌東署、苫小牧署、室蘭署、旭川署と旭川市、滝川署と滝川市、岩見沢署と岩見沢市、帯広署と帯広市に、9日に釧路署と釧路市、12日に小樽署と小樽市、13日に函館署と函館市と11労基署・7自治体に要請しました。

各労基署には管内の粉じん作業をおこなっている事業所数と監督指導件数を明らかにするよう求めましたが、事業所数はトンネル数をふくめて明らかにしたもの、署ごとの監督指導件数は「非公表」としました。また「健康管理手帳の交付対象拡大」や新型コロナウイルス感染拡大のもとで「インフルエンザ予防接種と肺炎球菌ワクチンの投与を労災保険の給付対象とすること」などの要請については、「上局に伝える」との回答でした。自治体には、大気汚染防止法改正を受けてアスベスト使用建物の台帳の整備と「ハザードマップ」の作成などを要請しました。

北海道労働局要請では、管内の粉じん作業をおこなっている事業所数は1,851事業所、監督指導件数は86件（トンネル工事は48か所、監督指導は55件）であること、令和元年の管理区分決定状況（管理2が26人、管理3が19人、管理4が20人）や石綿関係の労災認定状況（99件）などが明らかとなりました。しかし、局に1台あるアスベストアナライザーの検査件数や結果については「公表できない」としたため、数字を公表すること、道内の各署にも配備するよう強く求めました。なお、大気汚染防止法と石綿障害防止規則の改正にともなって、道庁との協議を春と9月の2回おこなったこと、今後は各署と振興局との協議もすすめることが明らかにされました。

北海道地方環境事務所への要請では、石綿救済法が改正された平成18年から今年8月までの道内での認定数について年度ごとの数字が明らかにされ、これまでに400件（特別遺族弔慰金は206件）が認定されています。

「トラックの日」 釧路地域支部が宣伝行動

釧路地域支部は10月9日の「トラックの日」行動として、トラック職場2分会で10日に街宣伝を市内大楽毛コンビニ駐車場と隣町の白糖「恋問道の駅」駐車場で行いました。この日の行動には6名が参加し、宣伝物として「建交労ティッシュ」と国交省・トラック協会の「クリアファイル」を用意してトラック運転手を中心に93枚渡すことができました。

北海道鉄道本部が年末一時金要求提出

北海道鉄道本部は10月14日に、JR北海道に対して年末一時金の要求書を提出しました。要求は「基準内賃金の4か月分」「55歳以上の社員は減額前の基本給で」「パートナー社員の支給率を社員と同率に」で、19年間もベースアップがなくコロナ禍の中で感染のリスクや恐怖とたたかいながら安全・安定輸送のために懸命に奮闘する社員と家族に報いるよう求めています。